

環境省関係事業者団体の皆様へ

## 価格転嫁・取引適正化について

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。

また、石破総理から、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示があり、本年5月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号）が成立しました。

つきましては、環境行政を所管する立場から、以下の取組を改めてお願い申し上げます。

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する周知
2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言
3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

令和7年9月29日  
環境大臣 浅尾 慶一郎